

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域について

## 1. 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

令和3年7月の静岡県熱海市での土石流災害を契機に、現行制度上の課題を踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものとして、宅地造成等規制法を抜本的に改正して宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。

## 2. 規制区域

岡山市では、盛土規制法及び国土交通省が示す基本方針に基づき基礎調査を行い、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の規制区域（案）を作成しました。

### （1）規制区域の考え方

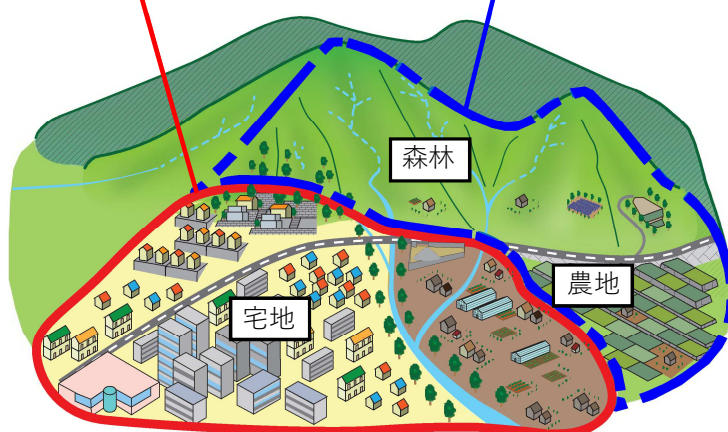
盛土等の崩壊により人家等に被害を及ぼしうるエリアとして、2つの区域を指定します。

#### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

#### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等



出展「国土交通省発行パンフレット」より引用

### （2）規制区域の範囲

岡山市では国土交通省の基礎調査実施要領に基づき、作成を進めたところ、岡山市内全域が「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」となる見込みです。

### 3. 許可を要する盛土等の規模

#### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

#### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		